

新型コロナウイルスの感染対策を実施した事業者を支援します！
【津久見市新型コロナウイルス感染対策支援事業補助金】

不特定多数の方が利用する店舗を営む小規模事業者の方を対象に、新型コロナウイルス感染対策（換気対策、飛沫防止対策、接触機会の減少など）を目的とした店舗改修や備品購入などの経費に対して補助金を支給します！

【補助額】 補助対象経費の2／3（上限10万円）※1,000円未満の端数は切り捨て

【対象経費】 市内の店舗等で実施した感染対策にかかる以下の経費

- ・店舗等改修経費（換気設備の設置や改修、扉改修、窓設置など）
- ・備品購入費（飛沫防止パネル、自動手洗除菌装置など）
- ・原材料費（パネルなどを製作するための材料費など）
- ・広報宣伝費（対策を講じた旨を広報するものに限る）
- ・その他（キャッシュレス決済、Wi-Fi設備初期費用など）

【補助対象】 下記の①～⑤のすべてに該当する方

- ①従業員の数が20名以下（商業またはサービス業の場合は5名以下）の小規模事業者
- ②令和2年4月1日以降に感染対策を行っていること
- ③今後も事業を継続する意思があること
- ④市税等を滞納していないこと
- ⑤暴力団員でないこと。暴力団や暴力団員と密接な関係を持たないこと

【申請方法】

I. 市に申請書類を提出

- ①交付申請書兼同意書
- ②同意書
- ③対象経費の見積書の写し
- ④店舗等の現況が確認できる写真（店舗改修のみ）

II. 交付決定通知 ※津久見市から通知書を送付します。

III. 事業実施 ※交付決定前に事業実施しないようご注意ください。

IV. 実績報告

- ①請求書及び領収書の写し（内訳等が確認できるもの）
- ②実施状況が確認できる写真（改修の場合は改修後の状況がわかるもの）

V. 確定通知 ※津久見市から通知書を送付します。

VI. 請求書提出 ※請求書提出後、数週間かかる場合があります。

※令和2年4月以降で、既に事業実施をしている場合は「I. 申請時」に「IV. 実績報告」の資料を併せて提出してください。

※支援金の申請は、1事業者につき1回限りです。

※様式については、津久見市ホームページ上および津久見市役所（2階）商工観光・定住推進課内に準備しています。

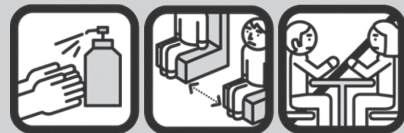
【申請期限】 令和3年3月1日（月）

【提出先・問い合わせ先】

津久見市役所 商工観光・定住推進課

〒879-2435 津久見市宮本町20番15号

TEL: 0972-82-9542 FAX: 0972-82-9520



新型コロナウイルス感染症の影響を受けている小規模事業者の皆さまへ
津久見市が賃料支援を実施します！
【津久見市小規模事業者等賃料支援補助金】

新型コロナウイルスの感染拡大により、売上が一定以上減少した市内の小規模事業者の方を対象に、事業用の建物・土地の賃料および車両等のリース料を補助します。

【補助額】 1か月の賃料の1／3（上限2万円）の6か月分 ※1,000円未満の端数は切り捨て

【対象経費】 申告時に事業経費に計上している賃料等（店舗家賃・地代、リース料など）
※市内において事業のために使用しているものに限る。

【補助要件】 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月から7月までのうち任意のひと月の売上が前年同月比で20%以上減少していること。
前年同月との比較ができない場合は、令和2年2月から7月までのうち任意のひと月の売上がその月を含む3か月間の平均売上高と比較して20%以上減少していること。

【補助対象】 下記の①～⑤のすべてに該当する方

- ①従業員の数が20名以下（商業またはサービス業の場合は5名以下）で、下表の業種の事業を営んでいること

【総務省】日本標準産業分類（平成25年10月改定）

C 鉱業、採石業、砂利採取業 D 建設業 E 製造業 F 電気・ガス・熱供給・水道業 G 情報通信業 H 運輸業 I 卸売業、小売業 K 不動産業、物品賃貸業 L 学術研究、専門・技術サービス業（中分類73～74） M 宿泊業、飲食サービス業 N 生活関連サービス業、娯楽業 O 教育、学習支援業（中分類82） P 医療、福祉（中分類83） R サービス業（中分類88～92）

- ②令和2年4月1日以前から市内において開業し、事業を営んでいること

- ③今後も事業を継続する意思があること

- ④市税等を滞納していないこと

- ⑤暴力団員でないこと。暴力団や暴力団員と密接な関係を持たないこと

【申請方法】 市に、下記の①～⑦の書類を郵送にて提出

- ①交付申請書兼同意書（第1号様式）
- ②計算書（第2号様式）
- ③計算書に記入した売上を確認できる資料（試算表、売上台帳など）
- ④確定申告書の収支内訳書の写し等
- ⑤賃貸借契約書の写し
- ⑥直近3か月の賃料等の支払実績を確認できる資料（領収書など）
- ⑦交付請求書（第4号様式）

※補助金の申請は、1事業者につき1回限りです。

※①②⑦の様式については、津久見市ホームページ上および津久見市役所（2階）商工観光・定住推進課内に準備いたします。

※セーフティネット保証4号の認定、または「ふあい10（ふあいと）つくみ」の交付決定を受けている場合は、②③の書類のご提出は不要です。

【申請期限】 令和2年12月28日（月）

【提出先・問い合わせ先】

津久見市役所 商工観光・定住推進課

〒879-2435 津久見市宮本町20番15号

TEL: 0972-82-9542 FAX: 0972-82-9520

